

# あなたの戸籍・住民票が 第三者に交付されたら お知らせする制度

## 不正取得を防止 するために

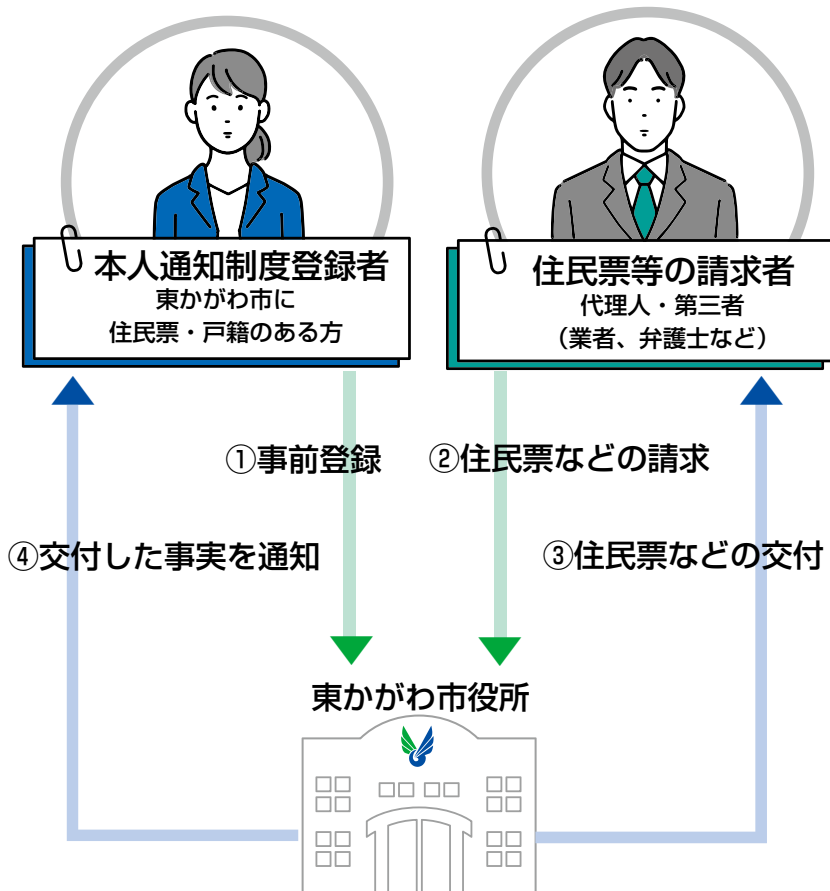
## 「本人通知制度」へ登録を！

「本人通知制度」とは、住民票の写しや戸籍謄本・抄本などの証明書を本人の代理人や第三者（※注）に交付したときに、事前に登録した人に対して、証明書を交付したという事実を通知する制度です。

※注「第三者」とは？

本人等の代理人または本人等以外の方  
(国又は地方公共団体の機関を除く。)

### 制度のイメージ



### ～「本人通知制度」を利用するには～

あらかじめ本人通知制度の登録が必要です。裏面の「東かがわ市本人通知制度登録申込書」を受付場所（各庁舎窓口）に提出してください。

登録には申込者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど）が必要です。

登録の対象者は本市の住民基本台帳・戸籍いずれかに記載されている人です。

### ～本人通知の対象となる証明書～

- ・住民票の写し（除住民票を含む）
- ・住民票に記載した事項に関する証明書
- ・戸籍謄抄本（除籍を含む）
- ・戸籍の附票の写し（除附票を含む）
- ・戸籍に記載した事項に関する証明書

問い合わせ先 東かがわ市役所

市民課	0879-26-1111	(登録・手続き)
大内窓口	0879-25-2111	(登録・手続き)
引田窓口	0879-33-2500	(登録・手続き)
人権推進課	0879-26-1227	

